JR東海労幹関西地「申」第25号 2018年1月31日

東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部関西支社支社長 大山 隆幸殿

JR東海労働組合新幹線関西地方本部 執行委員長 小林 國博

「のぞみ108号(X57編成)」の新大阪駅車両交換に関する申し入れ

1月14日、午前7時28分頃、広島発東京行き「のぞみ108号(X57編成)」が、 急遽新大阪駅で車両交換を行った。鳥飼車両基地で検査したところ、5号車のパンタグラ フ舟体一式と12号車のスリ板を交換していることが分かった。

この間、会社はパンタグラフ損傷防止の対策として、天候等により加速制限を実施する「着氷霜対策」を行って来ているところであるが、今回の新大阪駅での車両交換は、西日本区間での「着氷霜対策」が生かされてなかったのが原因と考える。

よって、以下の通り申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

- 1. 1月14日、のぞみ108号 (X57編成) の新大阪駅車両交換の詳細、原因を明らかにすること。
- 2. のぞみ108号(X57編成)のパンタグラフ舟体の異常を発見した事象に対し、5W1Hで詳細に報告すること。
- 3. X57編成の検査履歴を明らかにすること。
- 4. 1月14日、のぞみ108号(X57編成)に対して、加速制限を実施する「着氷霜対策」を実施したのか明らかにすること。
- 5. 加速制限を実施する「着氷霜対策」を実施に対して、指令員の判断理由を明らかにすること。
- 6. X57編成は、当日、鳥飼車両基地にて検査・修繕を行った。検査の結果と修繕した 箇所を明らかにすること。
- 7. 車両故障の詳細、原因は早急に社員へ明らかにすること。

以上